

児童手当における受給者の「同居優先」認定について

【離婚協議中の別居により児童手当の受給者を変更したい方へ】

児童手当は、児童の主たる生計維持者（原則、両親の所得の高い方）が受給者となります。

しかし、離婚協議中で別居している場合、所得状況に関わらず、児童と同居している方を受給者として認定（「同居優先」により認定）することが出来ます。

その場合、受給者を変更するには一定の要件や書類の提出が必要となります。

1. 「同居優先」の要件（すべてを満たす必要があります）

- ①現受給者（配偶者）と住民票上別世帯であること
- ②児童と同一世帯であること
- ③配偶者との離婚の意思を確認できる書類が提出できること

＜例＞

- ・協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・調定期日呼出状の写し
- ・家庭裁判所における事件係属証明書
- ・調定不成立証明書
- ・弁護士等の第三者により作成された書類

※上記の書類が提出できない場合

- ・現受給者と離婚協議中である旨の申立書（必ず現受給者に記入してもらう必要があります。）

2. 必要書類（①+②・③いずれかが必要です）

①児童手当・特例給付 認定請求書

窓口またはホームページにて取得。請求者（児童と同居している方）名義の通帳またはキャッシュカード、健康保険証、マイナンバーが分かる書類を持参してください。

②現受給者と離婚協議中である旨の申立書

③児童手当の受給資格に係る申立書

※離婚協議中であることを明らかにできる書類の添付が必要です。

3. 注意

以下の場合、「同居優先」による認定の対象となりません。

- ・配偶者と住民票上同一世帯である場合
⇒住民票上同一世帯である場合、原則は生計が同一であるとみなします。
- ・仕事での単身赴任をする場合など、離婚に関係なく別居している場合
⇒現受給者が児童を別居監護し、児童手当を継続して受給することになります。
- ・配偶者との離婚の意思を確認できる書類が提出できない場合
⇒一方による申立てでは判断が出来ません。客観的に判断ができる書類（弁護士や裁判所などの公的機関による証明等あるいは夫婦双方による申立て）が必要となります。

お問い合わせ

南城市役所 こども相談課 給付助成係 ([TEL:098-917-5212](tel:098-917-5212))